

肝炎治療に係る医療費用交付規則

平成20年3月31日

宮城県規則第49号

(目的)

第1条 この規則は、B型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルスによりB型肝炎慢性肝炎、C型肝炎慢性肝炎その他知事が認める肝疾患を発症している者(以下「患者」という。)のB型肝炎慢性肝炎に対して行われるインターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療並びにC型肝炎慢性肝炎に対して行われるインターフェロン治療及びインターフェロンフリー治療(以下「肝炎治療」という。)に係る医療に要する費用を毎年度予算の範囲内において交付することで、患者の支払う医療費の軽減を図ることを目的とする。

(認定等)

第2条 肝炎治療に係る医療に要する費用の交付を受けることができる者(以下「受給者」という。)は、県内に住所を有する患者であって、医療保険各法(健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)及び地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)をいう。以下同じ。)に規定する被保険者又は被扶養者及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に規定する被保険者のうち、医療機関(健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関又は保険薬局であって、知事が別に定めるものをいう。以下同じ。)において肝炎治療に係る医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付を受けている者(他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療の給付が行われる者は除く。)で、知事の認定を受けたものとする。

2 前項の認定(以下「受給者の認定」という。)を受けようとする者は、知事が別に定める申請書を知事に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 知事が別に定める診断書

(2) 受給者の認定を受けようとする者の氏名が記載された被保険者証等の写し

(3) 受給者の認定を受けようとする者及び受給者の認定を受けようとする者との世帯に属するすべての者について記載のある住民票の写し

(4) 受給者の認定を受けようとする者及び受給者の認定を受けようとする者との世帯に属する者の地方税法(昭和22年法律第226号)の規定による市町村民税(同法に規定する特別区民税を含む。)(所得割に限る。)の課税年額(以下「市町村民税(所得割)課税年額」という。)を証明する書類

(5) 受給者の認定を受けようとする者との世帯に属する者のうちに、当該受給者の認定を受けようとする者及びその配偶者を医療保険各法(国民健康保険

法を除く。)の規定による被扶養者(以下単に「被扶養者」という。)若しくは地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族(以下単に「扶養親族」という。)としない者で、かつ、当該受給者の認定を受けようとする者若しくはその配偶者の被扶養者若しくは扶養親族でないもの又は国民健康保険法の規定による被保険者(以下「受給者となろうとする者等と扶養の関係にない者」という。)がいるときは、これを証明する書類(受給者の認定において、受給者の認定を受けようとする者等と扶養の関係にない者の市町村民税(所得割)課税年額を合算しないことを希望する場合に限る。)

(6) その他知事が必要と認める書類

4 知事は、第2項の規定による申請を審査し、認定したときは肝炎治療受給者証(以下「受給者証」という。)を交付し、認定しなかったときは理由を付してその旨を通知するものとする。

(有効期間)

第3条 受給者の認定の有効期間(次条の規定により更新された受給者の認定の有効期間を含む。)は、1年以内とする。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(認定の更新)

第3条の2 受給者は、(核酸アナログ製剤治療に係る受給者の認定を受けた者に限る。)前条の規定により定められた有効期間の満了後においても継続して当該治療を行う必要があると医師が認めるときは、受給者の認定の更新を申請することができる。

2 前項の規定による申請をしようとする受給者は、当該認定の有効期間の満了する日までに、受給者証を添えて、知事が別に定める申請書及び肝炎治療受給者証(核酸アナログ製剤治療)の更新申請に係る診断書(以下「更新診断書」という。)又は肝炎治療受給者証(核酸アナログ製剤治療)の更新申請に係る検査及び治療内容の確認書(以下「更新確認書」という)を知事に提出しなければならない

3 第1項の規定による申請をしようとする受給者が、第2条第3項第1号に掲げる診断書又は前項に規定する更新診断書若しくは更新確認書を提出し、認定を受けた場合には、その者に係る当該認定後2回目までの更新の申請にあつては、前項の規定にかかわらず、前回の認定後の直近の治療の内容が記載された書類の提出をもって、当該更新診断書又は更新確認書の提出に代えることができる。

4 第2条第3項(第1号を除く。)及び第4項の規定は、第1項の規定による申請について準用する。

(再認定)

第3条の3 受給者(インターフェロン治療に係る受給者の認定を受けた者に限る。次条第1項において同じ。)は、第3条の規定により定められた有効期間(次条の規定により延長された受給者の認定の有効期間を含む。)が経過した後において、知事が別に定める要件に該当することとなったときは、受給者の認定を申請するこ

とができる。

- 2 第2条第2項から第4項までの規定は、前項の規定による申請について準用する。
(有効期間の延長)

第3条の4 受給者は、第3条の規定により定められた有効期間の満了後においても継続してインターフェロン治療を行う必要があるとして知事が別に定める場合には、受給者の認定の有効期間の延長を申請することができる。

- 2 前項の規定による申請をしようとする受給者は、当該認定の有効期間の満了する日までに、受給者証を添えて、知事が別に定める申請書を知事に提出しなければならない。

- 3 第2条第4項の規定は、第1項の規定による申請について準用する。
(認定の取消し)

第4条 知事は、受給者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、認定を取り消すものとする。

- (1) 死亡その他の理由により肝炎治療に係る医療の必要がなくなったとき。
- (2) 県外の市町村(特別区を含む。)へ転出(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第24条に規定する転出をいう。)したとき。
- (3) その他知事が必要と認めるとき。

(受給者証の返還)

第5条 前条各号のいずれかに該当することとなった受給者は、受給者証を添えて、知事が別に定める届出書を知事に提出しなければならない。

(受給者証の書換え等)

第6条 受給者は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、それぞれ当該各号に定める書類を添えて、当該事由の生じた日から速やかに知事が別に定める申請書を知事に提出し、受給者証の書換えを受けなければならない。

- (1) 受給者の氏名又は住所の変更 受給者証及び変更後の氏名又は住所の記載がある住民票の写し(受給者及び受給者と同一の世帯に属するすべての者について記載があるものに限る。)
- (2) 加入している医療保険の変更 受給者証及び受給者の氏名が記載された新たな被保険者証等の写し
- (3) 医療機関の変更受給者証

- 2 受給者は、知事が別に定める場合には、月額自己負担限度額の変更を申請することができる。

3 前項の規定による申請をしようとする受給者は、次の各号に定める書類を添えて、知事が別に定める申請書を知事に提出しなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、この限りではない。

- (1) 受給者証
- (2) 受給者及び受給者と同一の世帯に属するすべての者について記載のある住民票の写し

(3) 受給者及び受給者と同一の世帯に属する者の市町村民税（所得割）課税年額を証明する書類

(4) 受給者と同一の世帯に属する者のうちに、当該受給者及びその配偶者を被扶養者若しくは扶養親族としない者で、かつ、当該受給者若しくはその配偶者の被扶養者若しくは扶養親族でないもの又は国民健康保険法の規定による被保険者（以下「受給者等と扶養の関係にない者」という。）がいることを証明する書類（月額自己負担限度額の変更において、受給者等と扶養の関係にない者の市町村民税（所得割）課税年額を合算しないことを希望する場合に限る。）

4 第2条第4項の規定は、第2項の申請に準用する。

（受給者証の再交付）

第7条 受給者は、受給者証を破り、汚し、又は失ったときは、受給者証の再交付を申請することができる。

2 前項の規定による申請をしようとする受給者は、知事が別に定める申請書を知事に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、受給者証を破り、又は汚した受給者にあつては、当該受給者証を添付しなければならない。

（受給者証の提示）

第8条 受給者は、肝炎治療に係る医療を受けようとするときは、受給者証を提示しなければならない。

（費用の交付）

第9条 肝炎治療に係る医療に要する費用は、受給者が肝炎治療に係る医療を受ける医療機関に対し交付する。ただし、知事が別に定める場合には、受給者からの請求に基づき、当該受給者に対して交付する。

2 前項ただし書の規定による請求をしようとする受給者は、知事が別に定める請求書を知事に提出しなければならない。

3 前項の請求書には、知事が別に定める証明書を添付しなければならない。

（書類の経由）

第10条 この規則の規定により知事に提出する書類は、受給者の住所地を所管する保健所長を経由するものとする。

（委任）

第11条 この規則に定めるもののほか、交付する額、支給方法その他この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則（平成20年3月31日宮城県規則第49号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日宮城県規則第47号）

（施行期日）

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に受給者の認定を受けている者であって当該受給者の認定の有効期間が平成21年4月1日から同年6月30日までの間に満了するものに係る改正後の肝炎治療に係る医療費用交付規則（以下「新規則」という。）第3条第3項に規定する申請書その他の書類の提出期限は、同項の規定にかかわらず、同日とする。
- 3 平成21年4月2日から同年6月30日までの間において、この規則の施行の際現に受給者の認定を受けている者又は同年4月1日前に受給者証の認定の申請をした者で同日以後に当該申請に係る受給者の認定を受けたものに係る新規則第6条第3項に規定する申請書その他の書類が提出された場合（月額自己負担限度額の変更において、受給者等と扶養の関係にない者の市町村民税（所得割）課税年額を合算しないことを希望する場合に限る。）には、当該書類は、同日に提出されたものとみなす。

附 則（平成22年2月9日宮城県規則第5号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正前の肝炎治療に係る医療費用交付規則の規定による様式第2号で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の肝炎治療に係る医療費用交付規則の規定によるものとみなす。

附 則（平成22年3月31日宮城県規則第52号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行前に改正前の肝炎治療に係る医療費用交付規則（以下「旧規則」という。）の規定になされた手続、認定その他の行為でこの規則の施行の際現に効力を有するものは、改正後の肝炎治療に係る医療費用交付規則（以下「新規則」という。）の相当の規定によりなされた手続、認定その他の行為とみなす。
- 3 旧規則の規定による様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、新規則の規定によるものとみなす。

附 則（平成23年12月16日宮城県規則第93号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の肝炎治療に係る医療費用交付規則の規定による様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の肝炎治療に係る医療費用交付規則の規定によるものとみなす。

附 則（平成 25 年 12 月 27 日宮城県規則第 84 号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の肝炎治療に係る医療費用交付規則の規定による様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の肝炎治療に係る医療費用交付規則の規定によるものとみなす。

附 則（平成 26 年 4 月 30 日宮城県規則第 47 号）

（施行期日）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 26 年 11 月 21 日宮城県規則第 78 号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の肝炎治療に係る医療費交付規則については平成 26 年 9 月 2 日から適用する。

（経過措置）

2 改正後の肝炎治療に係る医療費用交付規則の規定による様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の肝炎治療に係る医療費用交付規則の規定によるものとみなす。

附 則（平成 27 年 8 月 21 日宮城県規則第 79 号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の肝炎治療に係る医療費用交付規則による様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の肝炎治療に係る医療費用交付規則の規定によるものとみなす。

附 則（平成 27 年 12 月 25 日宮城県規則第 103 号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の肝炎治療に係る医療費用交付規則による様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の肝炎治療に係る医療費用交付規則の規定によるものとみなす。

附 則（平成28年9月2日宮城県規則第108号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条第4項の規定による様式は、平成28年10月10日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正前の肝炎治療に係る医療費用交付規則による様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の肝炎治療に係る医療費用交付規則の規定によるものとみなす。

附 則（平成29年10月20日宮城県規則第56号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の肝炎治療に係る医療費用交付規則による様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の肝炎治療に係る医療費用交付規則の規定によるものとみなす。

附 則（平成30年6月5日宮城県規則第80号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の肝炎治療に係る医療費用交付規則による様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の肝炎治療に係る医療費用交付規則の規定によるものとみなす。

附 則（令和元年6月25日宮城県規則第56号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の肝炎治療に係る医療費用交付規則による様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の肝炎治療に係る医療費用交付規則の規定によるものとみなす。